３　六十五歳以上継続雇用制度には、事業主が、他の事業主との間で、当該事業主の雇用する高年齢者であつてその定年後等に雇用されることを希望するものをその定年後等に当該他の事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の雇用を確保する制度が含まれるものとする。

４　厚生労働大臣は、第一項各号に掲げる措置及び創業支援等措置（次条第一項及び第二項において「高年齢者就業確保措置」という。）の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置における取扱いを含む。）に関する指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

５　第六条第三項及び第四項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。

（高年齢者就業確保措置に関する計画）

第十条の三　厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針に照らして、高年齢者の六十五歳から七十歳までの安定した雇用の確保その他就業機会の確保のため必要があると認めるときは、事業主に対し、高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

２　厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、高年齢者就業確保措置の実施に関する状況が改善していないと認めるときは、当該事業主に対し、厚生労働省令で定めるところにより、高年齢者就業確保措置の実施に関する計画の作成を勧告することができる。

３　事業主は、前項の計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

４　厚生労働大臣は、第二項の計画が著しく不適当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対し、その変更を勧告することができる。

第十一条の見出しを「（高年齢者雇用等推進者）」に改め、同条中「高年齢者雇用確保措置」を「高年齢者雇用確保措置等」に改める。

第十五条第一項中「以下この節において同じ。）」を「）その他厚生労働省令で定める者（以下この項及び次条第一項において「再就職援助対象高年齢者等」という。）」に、「その他これに類するものとして」を「その他の」に改め、「（以下「解雇等」という。）」を削り、「当該高年齢者等」を「当該再就職援助対象高年齢者等」に改める。

第十六条第一項中「その雇用する高年齢者等」を「再就職援助対象高年齢者等」に、「解雇等」を「前条第一項に規定する厚生労働省令で定める理由」に改める。

第十七条第一項中「、解雇等」を「、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下この項において「解雇等」という。）」に改め、「なつている高年齢者等」の下に「（厚生労働省令で定める者に限る。）」を加える。

第五十二条の見出しを「（雇用状況等の報告）」に改め、同条第一項中「及び継続雇用制度」を「、継続雇用制度、六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置」に、「の雇用」を「の就業の機会の確保」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項第一号中ヌをヲとし、トからリまでをリからルまでとし、ヘをトとし、トの次に次のように加える。

チ　育児休業給付資金から生ずる収入

第九十九条第二項第一号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　育児休業給付資金からの受入金

第九十九条第二項第二号イ中「失業等給付費」の下に「、育児休業給付費」を加え、同号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　育児休業給付資金への繰入金

第百一条第二項中「並びに同法第六十六条」を「、同法第六十六条」に改め、「雇用継続給付」の下に「及び育児休業給付」を加える。

第百二条第二項中「又は第八項」を「、第八項又は第九項」に改める。

第百三条第三項中「の歳入額（」の下に「育児休業給付に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「育児休業給付費充当歳入額」という。）並びに」を加え、「次条第三項」を「第百四条第三項」に改め、「いう。）」の下に「の合計額」を、「の歳出額（」の下に「育児休業給付に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「育児休業給付費充当歳出額」という。）並びに」を加え、「同条第三項」を「第百四条第三項」に改める。

第百三条の次に次の一条を加える。

（育児休業給付資金）

第百三条の二　雇用勘定に育児休業給付資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

２　前項の雇用勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

３　雇用勘定において、毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、育児休業給付費に充てるために必要な金額を、育児休業給付資金に組み入れるものとする。

４　雇用勘定において、毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、育児休業給付資金から補足するものとする。

５　育児休業給付資金は、育児休業給付費及び第百二条第三項の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用することができる。

６　育児休業給付資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

第百七条第四項中「積立金」の下に「、育児休業給付資金」を加える。

附則第十九条中「第九十九条第二項第一号リ」を「第九十九条第二項第一号ル」に、「同号リ」を「同号ル」に改める。

附則第十九条の二中「令和元年度」を「令和三年度」に、「又は第八項」を「、第八項又は第九項」に、「」とする」を「若しくは第九項」とする」に改める。

附則第二十条の二第二項中「令和元年度」を「令和三年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定　公布の日

二　第一条中雇用保険法第十四条に一項を加える改正規定並びに同法第三十七条の三第一項及び第三十九条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の改正規定並びに次条の規定　令和二年八月一日

三　第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定（労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。）並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日